

誰もがみんな 高齢者見守隊!!

回覧

高齢者の
悪質商法
被害防止!!



点検商法



架空・不当請求

警告

●●日までに
連絡がない場合、
法的手続きに
移行します

皆さんの見守りや声掛けで悪質商法の被害から高齢者を守ることができます。

また高齢者本人の「気付き」につながることもあります。

高齢者のみなさん、「あれ?」と思ったらまず身近な人に相談しましょう。

土曜日も相談できます.....

高齢者の消費者被害のご相談は

高齢者被害110番

☎03-3235-3366

ご家族・ホームヘルパー・ケアマネージャー
等からの通報・問い合わせは

高齢消費者見守りホットライン

☎03-3235-1334

または

お近くの消費生活相談窓口
につながります

消費者ホットライン

局番なし☎188

東京都消費生活総合センター

くらしに聞わる
東京都の情報サイト 東京くらしWEB 検索
www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp



訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、

「クリーリング・オフ」制度を利用しましょう！

クリーリング・オフの手続きの手順

- 一、契約書面を受け取った日を含めて8日以内（例外もあります）に、書面で通知します。
- 二、ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 三、ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
- 四、支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇〇円

販売会社 株式会社xxxx 口口営業所
担当者△△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日

東京都〇市〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇〇〇

クリーリング・オフができる場合・期間など詳しくは消費生活センターへ

※クリーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度です。
販売員などから強引な勧誘を受け、契約してしまった場合などに利用できます。



特定商取引に関する法律では、事業者が訪問販売や電話勧誘販売をする際、「販売目的である」と最初に告げることが義務付けられています。また、消費者が勧誘を断った場合に、勧誘を続ける行為も禁止されています。

クリーリング・オフ期間を過ぎていても、解約できる場合があります。
あきらめないで、まずは相談を！



東京都消費生活総合センター

（日・祝日・年末年始はお休みです。）

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階

消費生活相談

03-3235-1155

受付時間：月～土曜日 午前9時～午後5時

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン 局番なし 188

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口により異なります。

昭島市消費生活センター

〒196-8511 昭島市田中町1-17-1

昭島市役所2階 生活コミュニティ課内

042-544-9399

【相談時間】

月曜日～金曜日

午前9時～正午・午後1時～午後4時
(土日・祝日・年末年始はお休みです。)

悪質商法の手口を知って、だまされ

「このままだと大変なことになる」など
不安をあおる文句に注意！

点検商法



対策

- ◆その場で判断しない。
- ◆少しでもおかしいと思ったら、消費生活センター や 身近な人に相談する。

⚠ 外壁・床下などでも
無料点検によるトラブルがあります。

早期発見のポイントは…

- 見慣れない工事業者がたびたび出入りしている。
- 「本当に必要なの?」など周りからの声掛けで被害に気付くことも。

電力・ガスの 契約トラブル

安くなるはずが、前より高額になった！

うちと契約すれば
今より電気代が
安くなりますよ。

対策

- ◆事業者の説明をうのみにせず、契約内容をしっかり確認する。
- ◆必要がなければきっぱり断る。

早期発見のポイントは…

- 見慣れない契約書や請求書がないか気に掛ける。
- 小さな変化を見逃さず、「何か困っていませんか?」と声を掛ける。

⚠ インターネット回線契約などでも同様のトラブルがあります。

ない! 「あれ?」と思ったら、すぐ相談!

身に覚えのない請求に慌てない!

架空・不当請求



対策

- ◆相手の電話番号が記載されていても、絶対に連絡しない。
- ◆連絡してしまった場合は、金銭を要求されても、絶対に支払わない。

早期発見のポイントは…

- 困ったりおびえた様子がないか日頃から気に掛け、積極的に声を掛ける。

東京都消費生活総合センター 架空請求専用電話 ☎ 03-3235-2400

通販トラブル

「初回お試し」のはずが、「定期購入が条件」だった!



- ◆注文する前に購入・返品条件を確認する。

早期発見のポイントは…

- 見慣れない商品が増えたり、定期的に同じ商品が届く。
通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

訪問購入(押し買い)

「不用品の買取り」のはずが、強引に貴金属等を買い取られた!



対策

- ◆売るつもりのない品物の売却を迫られたら、きっぱりと断る。

早期発見のポイントは…

- 大切にしていた着物、宝石・指輪などが無くなっている。
いったん品物を渡してしまうと取り戻すのは困難です。